

第2章

地域福祉の現状と課題



《 地域福祉の現状と課題 》

この章では、第1章第2節で整理したとおり地域福祉計画に含まれる、社会福祉を構成する施策ごとに、それぞれ現状と課題を分析し、これら公的なサービスでは対応できない部分を見出していきます。分野ごとに、(1)社会資源等の状況、(2)公的支援の現状、(3)公的支援では補完できない課題、に分けて整理を行います。

なお、社会福祉法第107条では、地域福祉計画を「一 地域における福祉サービスの適切な利用推進に関する事項」「二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」の3項目で整理することとなっていますので、(2)公的支援の現状については、この区分に従って整理を行います。

第1節 地域の現況

(人口及び世帯の状況)

佐世保市の人口は、平成15年から平成24年の10年間で見ると、平成17年、平成18年及び平成22年の市町合併により人口は一時的に増加しているものの、一貫して減少傾向にあります。

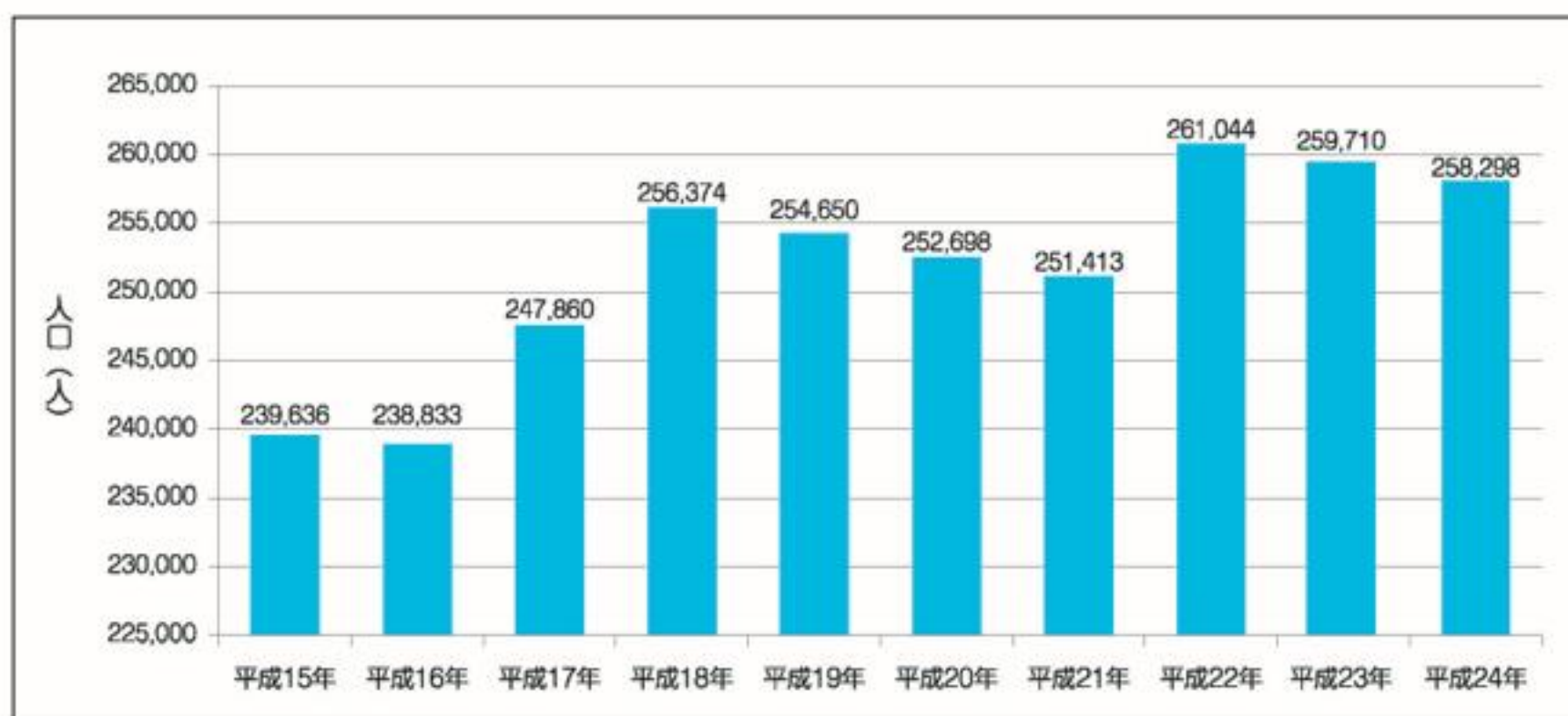


図1 佐世保市の人口の推移

(資料:佐世保市統計書)

また、年齢3区分別人口割合(年少人口:15歳未満、生産年齢人口:15歳～64歳、老年人口:65歳以上)は、平成24年10月現在の年少人口割合が13.7%、生産年齢人口割合59.6%、老年人口割合26.7%となっており、その推移をみると、年少人口割合はおおむね横ばい、生産年齢人口割合は減少、老年人口割合は増加しており、高齢化の進行がうかがえます。

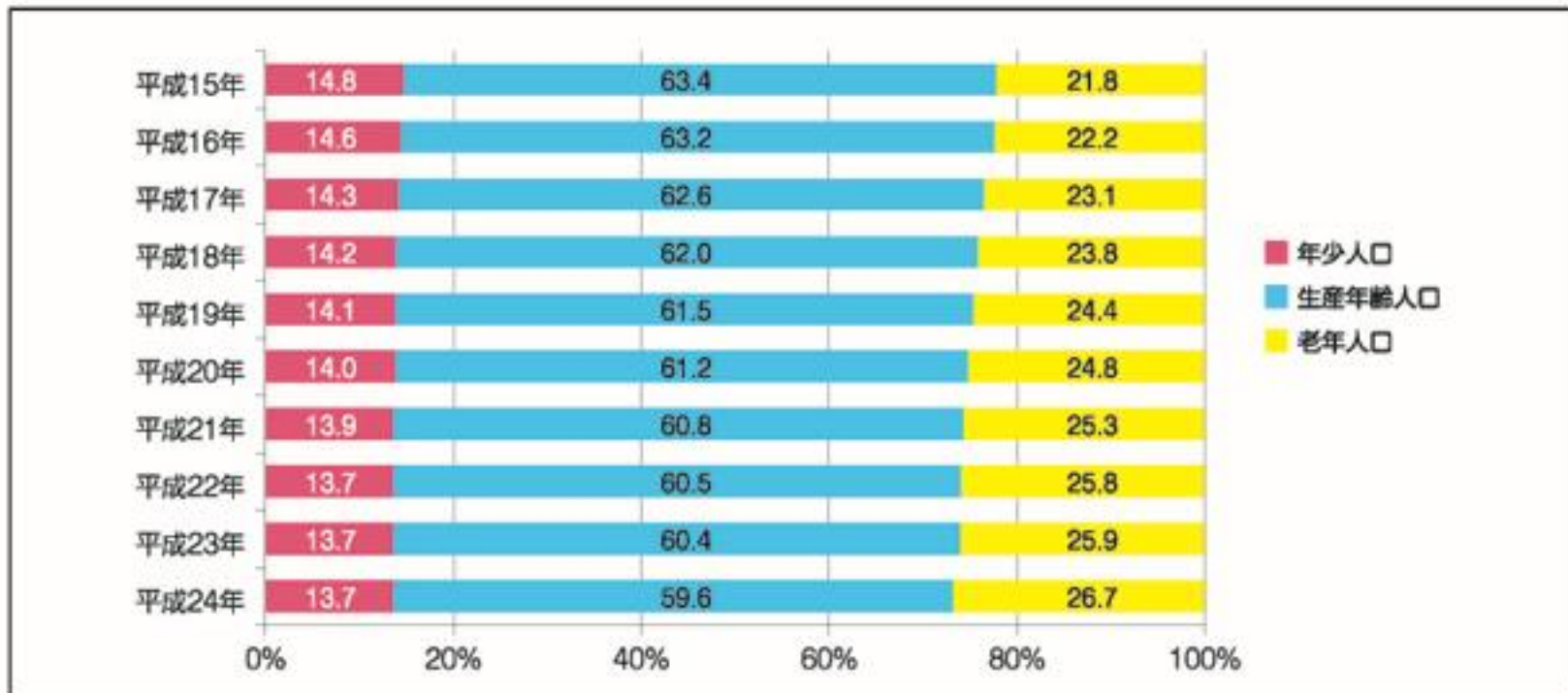


図2 年齢3区分別人口割合の推移 (資料:佐世保市の保健福祉(統計資料編))

(世帯数の推移)

人口の増加率に比べ世帯数の増加率の方が高いため、1世帯当りの平均世帯人数は減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。



図3 世帯数の推移 (資料:佐世保市統計書)

(人口ピラミッド)

平成24年10月現在の人口ピラミッドをみると、第1次ベビーブーム世代を中心とした階層の人口が多くなっており、年齢階層が低いほど人口が少ない傾向がみられます。

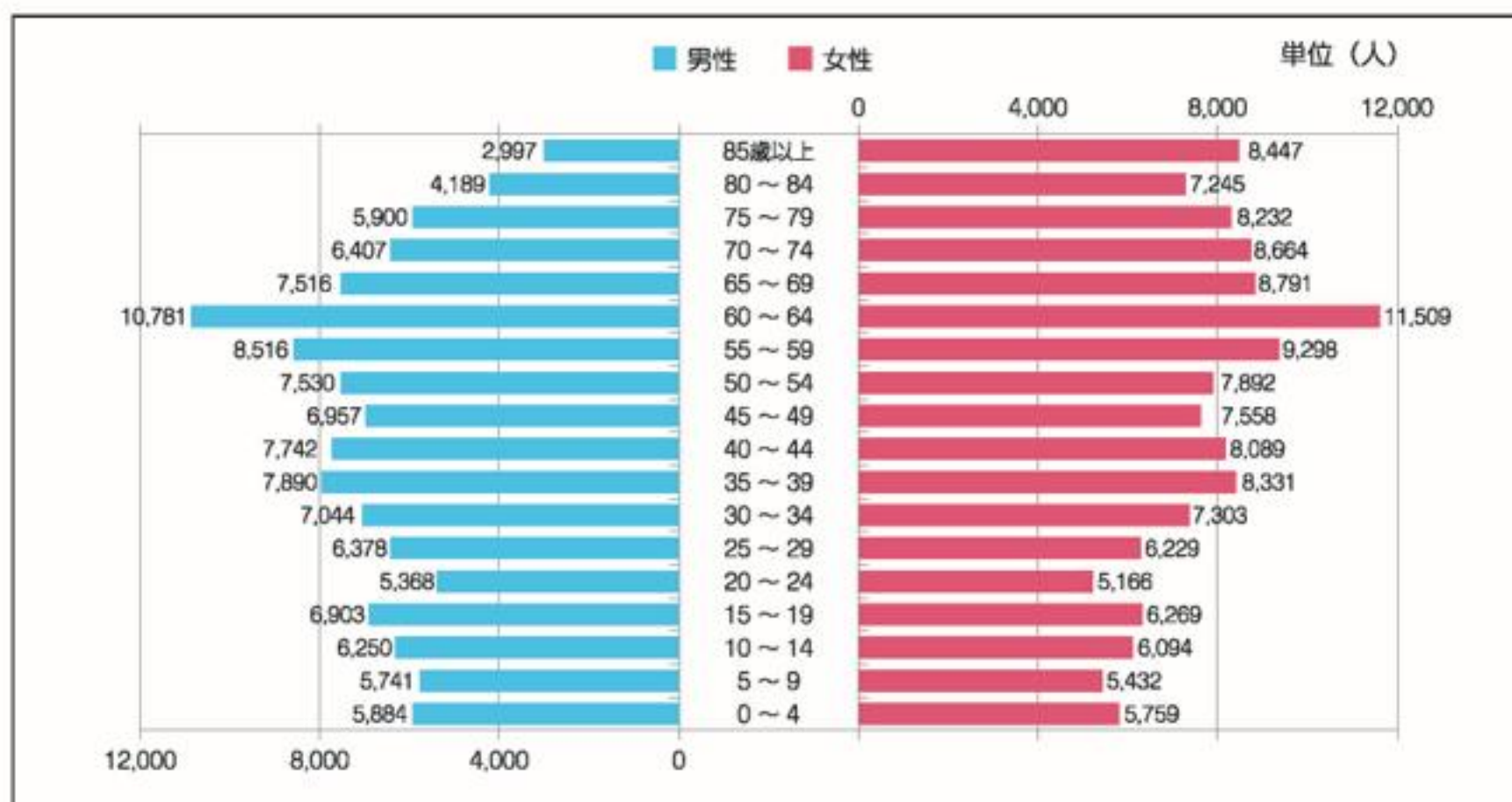


図4 人口ピラミッド

(資料:佐世保市統計書)

(自然動態と社会動態)

平成15年から10年間の自然動態と社会動態を見ると、出生・死亡による自然動態は、平成17年以降、死亡が出生をわずかに上回って推移しており、平成24年では699人の自然減となっています。

また、転入・転出による社会動態は、総じて転出が転入を上回っており、平成24年では713人の社会減となっています。

自然増減:出生者数から死亡者数を差し引いたもの

社会増減:他の市町村からの転入・転出に、海外からの転入転出を加えたもの



図5 自然動態と社会動態の推移 (資料:佐世保市統計書)

(合計特殊出生率)

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率では、全国や長崎県より高い値で推移しており、さらにその数は増加する傾向が見られます。しかし、人口を維持するために必要とされる人口置換水準は、下回ったままです。



図6 合計特殊出生率の推移 (資料:市 佐世保市の保健福祉(統計資料編)、国・県 人口動態計)

合計特殊出生率: その年次の年齢別出生率において、1人の女性が生涯に産むと推計される子どもの数の近似値を示すもの。

人口置換水準: 長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準のこと。この水準を下回ると人口が減少することになる。標準的な水準は2.1前後であるが、年によって変動する。

第2節 高齢者福祉の現状

1. 社会資源等の状況

(高齢者人口の状況)

総人口は減少するにも関わらず、高齢者人口は増加傾向にあり、平成26年度には28.0%の高齢化率になると推計されており、高齢化の進行が認められます。

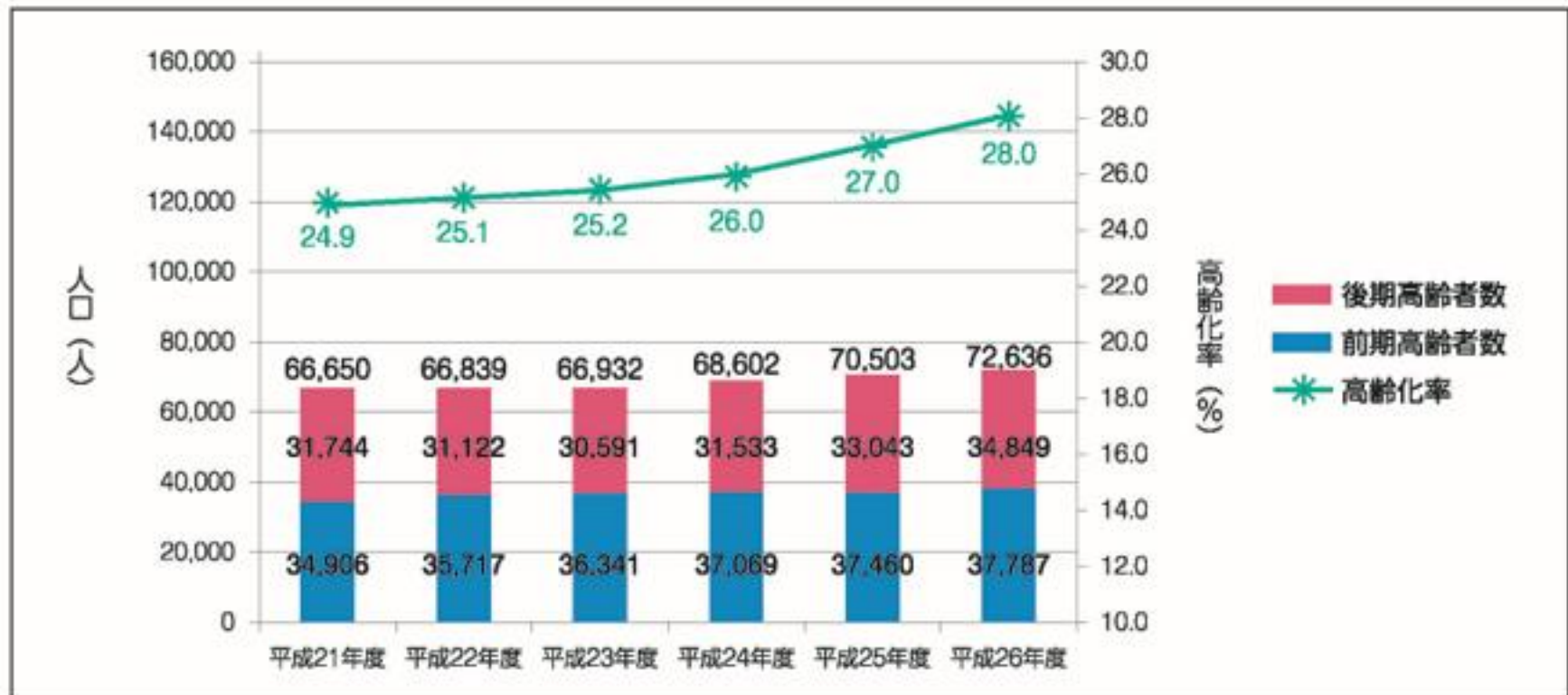


図1 高齢者人口の推移 (資料:第5期佐世保市老人福祉計画・介護保険事業計画)

(介護認定の状況)

介護認定の状況を見ると、認定者数は平成23年度で15,123人ですが、平成26年には16,728人と推計しており、また、認定率も平成23年度の22.6%から平成26年度は23.0%に上昇する見込みであり、介護や支援を必要とする高齢者が増加を続ける傾向にあります。



図2 要介護(要支援)認定数の推移 (資料:第5期佐世保市老人福祉計画・介護保険事業計画)

表1 日常生活圏域の高齢者の状況 (H23.10.1 住民基本台帳)

	人 口	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率	前 期 高齢者	後 期 高齢者	後期率 (※)
宮・広田	14,969	2,356	15.7%	1,067	1,289	54.7%
三川内	4,301	1,407	32.7%	633	774	55.0%
針尾・江上	9,632	2,313	24.0%	1,055	1,258	54.4%
早岐	22,448	5,162	23.0%	2,695	2,467	47.8%
日宇	28,608	6,994	24.4%	3,305	3,689	52.7%
戸尾・光園・山手	13,759	3,534	25.7%	1,519	2,015	57.0%
清水・大久保	10,532	3,032	28.8%	1,231	1,801	59.4%
春日	6,641	2,044	30.8%	946	1,098	53.7%
金比良・赤崎・九十九	18,281	5,023	27.5%	2,265	2,758	54.9%
天神・福石・木風	23,976	6,836	28.5%	3,106	3,730	54.6%
潮見・白南風	10,453	2,994	28.6%	1,306	1,688	56.4%
小佐世保	6,023	1,680	27.9%	701	979	58.3%
大野	19,835	4,980	25.1%	2,362	2,618	52.6%
柚木	4,550	1,300	28.6%	537	763	58.7%
日野	13,478	2,275	16.9%	1,165	1,110	48.8%
宇久	2,649	1,189	44.9%	435	754	63.4%
相浦・黒島	15,361	3,225	21.0%	1,582	1,643	50.9%
中里皆瀬	12,016	2,935	24.4%	1,398	1,537	52.4%
吉井	5,937	1,441	24.3%	635	806	55.9%
世知原	3,740	1,277	34.1%	545	732	57.3%
浅子・小佐々	7,235	1,769	24.5%	774	995	56.2%
江迎	5,823	1,641	28.2%	673	968	59.0%
鹿町	5,150	1,525	29.6%	656	869	57.0%
佐世保市全体	265,397	66,932	25.2%	30,591	36,341	54.3%

※高齢者人口に占める後期高齢者の割合

2. 公的支援の現状

佐世保市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画(平成24年3月)において、高齢者福祉サービスとして公的に提供するサービスは以下のとおりです。

① 福祉サービス及び介護サービスの適切な利用の推進に関する事項	
●福祉サービス及び介護サービスの利用に関する情報の入手、相談体制の確保に関すること	
□相談体制充実事業 総合相談事業、訪問指導、高齢者あんしんセンター運営事業、高齢者の認知症等相談事業	
●福祉サービス及び介護サービス利用援助事業や苦情対応相談を活用するための関連機関への紹介等に関すること	
□相談体制充実事業 総合相談事業、訪問指導、高齢者あんしんセンター運営事業、高齢者の認知症等相談事業	
② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	
●制度的なサービスとインフォーマルな活動が地域で連携する上でのシステムづくり	
□地域支え合い事業 包括的・継続的マネジメント事業、ふれあいネットワーク支援事業、認知症サポーター等養成事業	
●社会福祉事業において提供される福祉サービスの目標量	
□介護保険事業以外の事業 軽度生活援助事業、生活援助員派遣事業、日常生活用具給付事業、高齢者用住宅改造助成事業、離島高島介護サービス確保事業、高齢者生活福祉センター運営事業、ケアハウス、訪問指導、高齢者あんしんセンター運営事業、高齢者の認知症等相談事業、高齢者虐待防止事業、養護老人ホーム、ふれあいネットワーク支援事業、認知症サポーター等養成事業、緊急通報システム事業	
□介護保険事業 第3章のうち上記以外の事業	
●福祉サービスの目標量を達成するための具体的方策(事業者の育成及び誘致、既存施設の活用及び余裕教室等の転用促進、通所施設等の合築の推進、近隣市町村との協働によるサービス確保等)	
特になし	
●在宅福祉サービスの供給拠点を整備する場合の適正配置に関すること	
□地域密着型サービス 夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	
●社会福祉を目的とする事業の振興策	
特になし	

③ 地域における社会福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

●活動に関し必要な情報を入手するための支援方策

生きがいと社会参加の促進

老人福祉センター運営、老人クラブ支援、敬老特別乗車証

ボランティア

ボランティアセンターの運営

●必要な知識・技術を習得するための支援方策

家族介護支援事業

介護教室

生きがいと社会参加の促進

生涯学習・文化活動・生涯スポーツ・生涯ボランティア・就労等への支援

ボランティア

ボランティア研修

●活動の拠点を確保するための支援方策

介護予防拠点整備

介護予防拠点整備支援(長崎県地域介護・福祉空間整備事業費補助金)

生きがいと社会参加の促進

地域活動支援(活動拠点施設整備に対する助成制度)

ボランティア

ボランティアセンターの運営

●高齢者等の当事者組織が行う活動の支援方策

生きがいと社会参加の促進

老人福祉センター運営、老人クラブ支援、敬老特別乗車証

ボランティア

ボランティアセンターの運営



3. 公的支援だけでは対応できない生活課題・福祉課題

高齢者福祉に関する公的なサービスは多岐にわたり、また、サービスを提供する事業所の数も多く、一定の専門性を有する公的な制度上のサービスについては、整備が進んでいる状況にあります。また、制度にないインフォーマルなサービスについても一定量存在しており、複層的にサービスや支援が行われている状況です。

しかし、高齢者の数自体が増えていること、独居や高齢者のみの世帯が増えてきていることもあり、日常生活における不便や不都合、あるいは、身寄りがないことによる様々なトラブルが生じてきているようです。そして、これらの問題が、外出を阻害し、地域との交流を減少させ、身体・精神の機能の低下を引き起こし、要支援・要介護、最悪の場合、孤立死などという事態に発展していく可能性も否定できません。

公的サービスが補完できない具体的な課題としては、次のようなものが挙げられます。

①身寄りがない方への日常生活的ケアマネジメント

介護認定がない独居高齢者の見守りや、身寄りのない方が入院した場合の付添い、生活支援、退院後の生活環境づくりなど、ご家族がいらっしゃる場合にはあまり問題とならない日常生活的な支援が必要な方がいらっしゃいます。このような問題は、ご本人の生活が困難となることはもちろんのこと、急性期の病院のベッドが空かず、本当に必要な方が医療を受けられないといった状況を生み出しています。また、いわゆるごみ屋敷といわれる所に居住しておられる方には、継続的な生活支援や日常的な見守りが必要です。

②日常生活への支援

日常生活を営むためには、買い物やごみ出し、通院時の移動など、一定の身体的行動や経済活動を伴います。また、例えば住み替えのための住宅探しや福祉サービスを受けるためには、必要な情報を適切に入手する必要があります。しかし、このような日常生活に必要な活動や情報に対して、身体機能の低下や、交流の希薄化によって、簡易な行為ができない、得るべき情報が得られないといった支障が生じてきています。また、交通不便地域においては、通院等、必要な移動手段が確保できず、必要な外出ができないといった状況が出てきています。

③日常生活を営むために必要な手続的行為等

一時的な生活困窮に対応するための生活資金の借り入れ手続き、施設入所申請のための書類作成、相続手続きなど、簡単な行為から、代理権(民法第859条1項)や取消権(民法第120条1項)を必要とする重大な行為まで、日常生活を営むために必要な手続的行為が、ご本人の意思能力では難しく、かつ、これらを支援してくれるご家族等の身寄りがいらっしゃらない方がいます。このような方々には、日常的に必要なとなる簡単な行為への支援や、法手続きを代理することができる成年後見人等の活用が必要です。

第3節 障がい者福祉の現状

1. 社会資源等の状況

(身体障がい者の状況)

身体障害者手帳所持者の数は、平成22年度末現在12,021人で、うち65歳以上の高齢者が全体の66.8%と高い割合を占めています。

身体障害者手帳所持者の内訳をみると、肢体不自由の占める割合が高くなっていますが、近年では内部障がい(心臓・肝臓・呼吸器等の障がい)も大きな伸びをみせています。

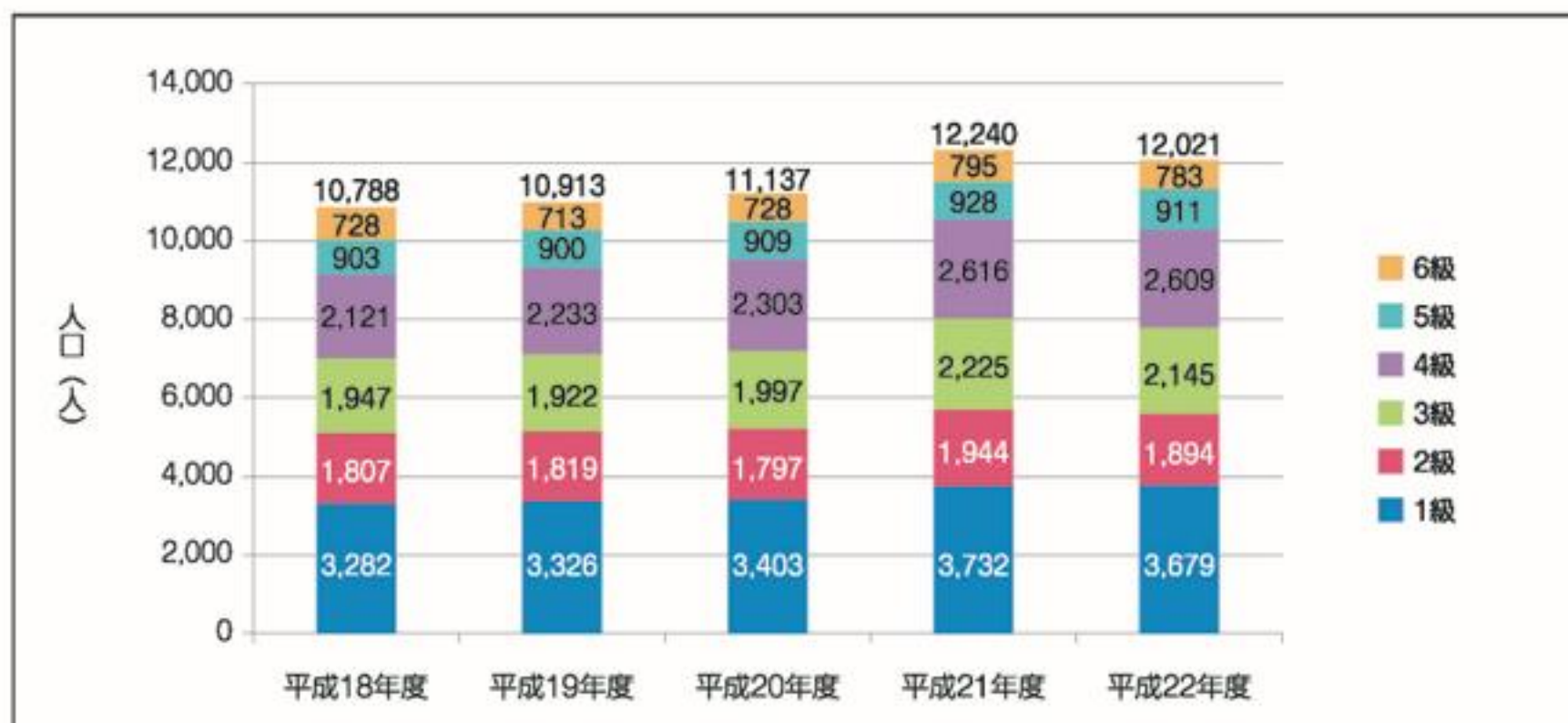


図1 身体障害者手帳所持者数の推移 (資料:佐世保市の保健福祉(統計資料編))

表1 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
18歳未満	208 (1.9%)	205 (1.9%)	191 (1.7%)	198 (1.6%)	202 (1.7%)
18~64歳	3,535 (32.8%)	3,532 (32.4%)	3,525 (31.7%)	3,743 (30.6%)	3,791 (31.5%)
65歳以上	7,045 (65.3%)	7,176 (65.7%)	7,421 (66.6%)	8,299 (67.8%)	8,028 (66.8%)
合計	10,788	10,913	11,137	12,240	12,021

(資料:佐世保市障がい者プラン・第3期障がい福祉計画)

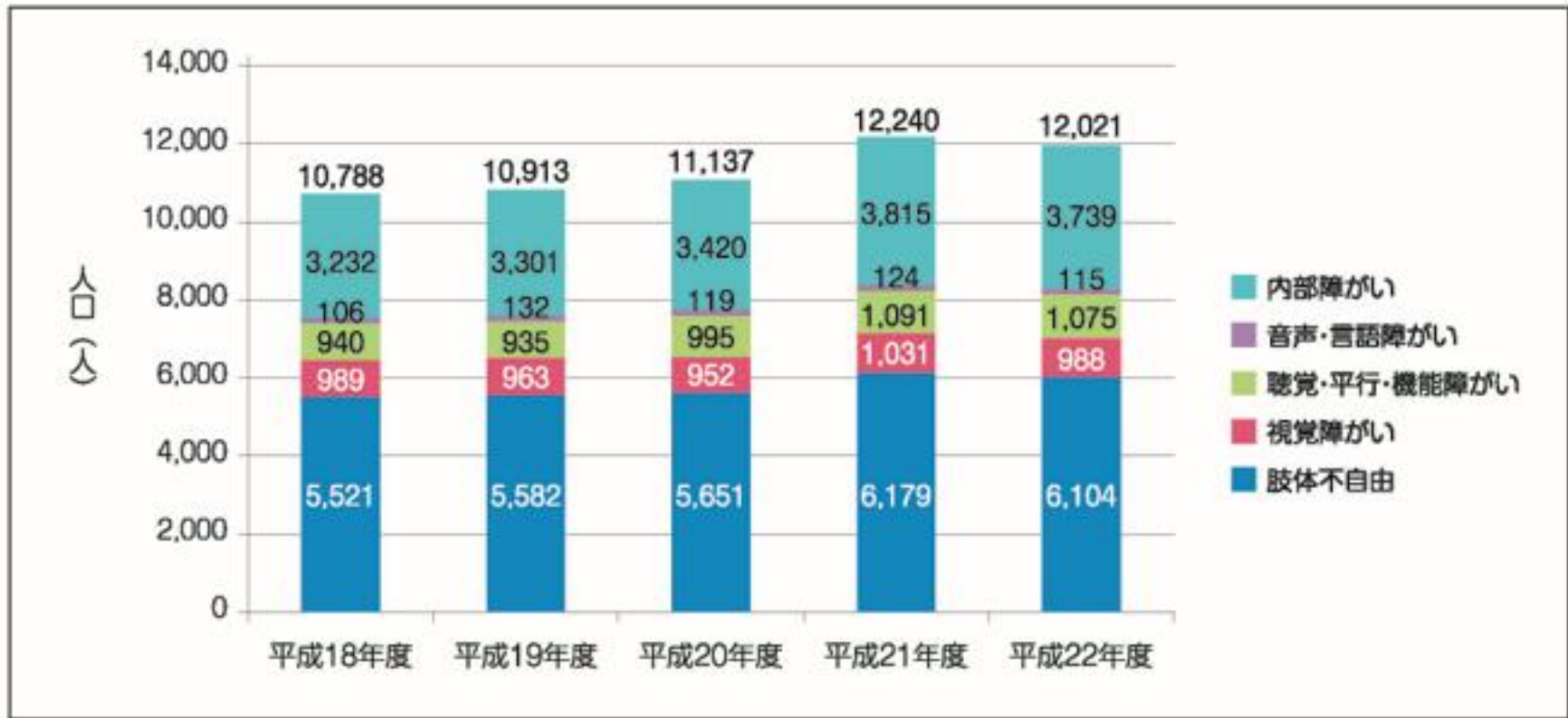


図2 障がい別身体障害者手帳所持者数の推移 (資料:佐世保市の保健福祉(統計資料編))

(知的障がい者の状況)

本市における療育手帳の所持状況をみると、平成22年度末現在2,146人で、年々増加する傾向にあります。障がい程度別にみると、B(中・軽度)の伸びがA(重度)を上回っています。

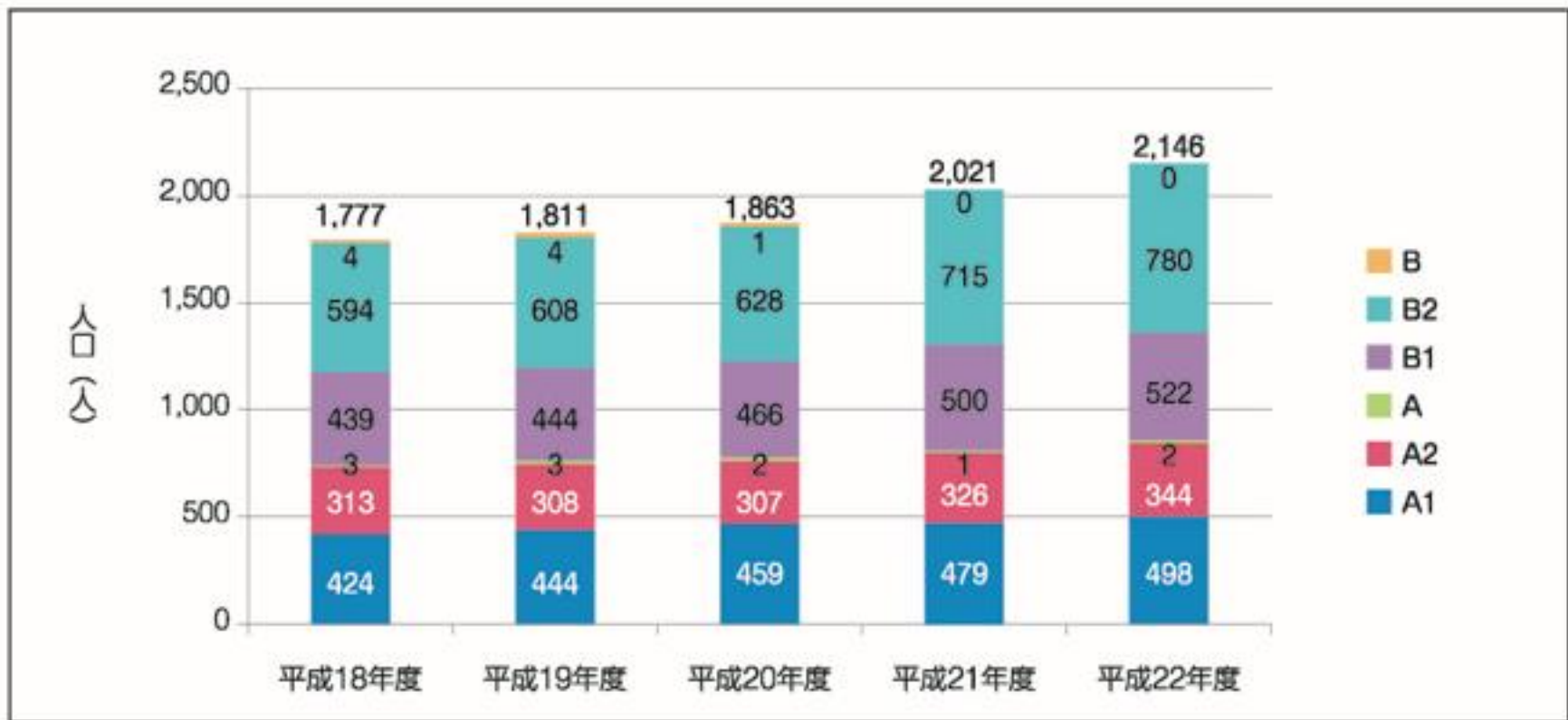


図3 障がい程度別療育手帳所持者数の推移 (資料:佐世保市統計書)

表2 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
18歳未満	264 (14.9%)	269 (14.9%)	271 (14.5%)	301 (14.9%)	332 (15.5%)
18～64歳	1,384 (77.9%)	1,400 (77.3%)	1,439 (77.3%)	1,564 (77.4%)	1,649 (76.8%)
65歳以上	129 (7.2%)	142 (7.8%)	153 (8.2%)	156 (7.7%)	165 (7.7%)
合計	1,777	1,811	1,863	2,021	2,146

(資料:佐世保市障がい者プラン・第3期障がい福祉計画)

(精神障がい者の状況)

本市における精神障害者保健福祉手帳の所持状況をみると、増加傾向で推移しており、平成22年度末には1,199人となっています。等級別にみると、1級がほぼ横ばいで推移しているのに対し、2級及び3級は平成18年度以降増加する傾向にあります。

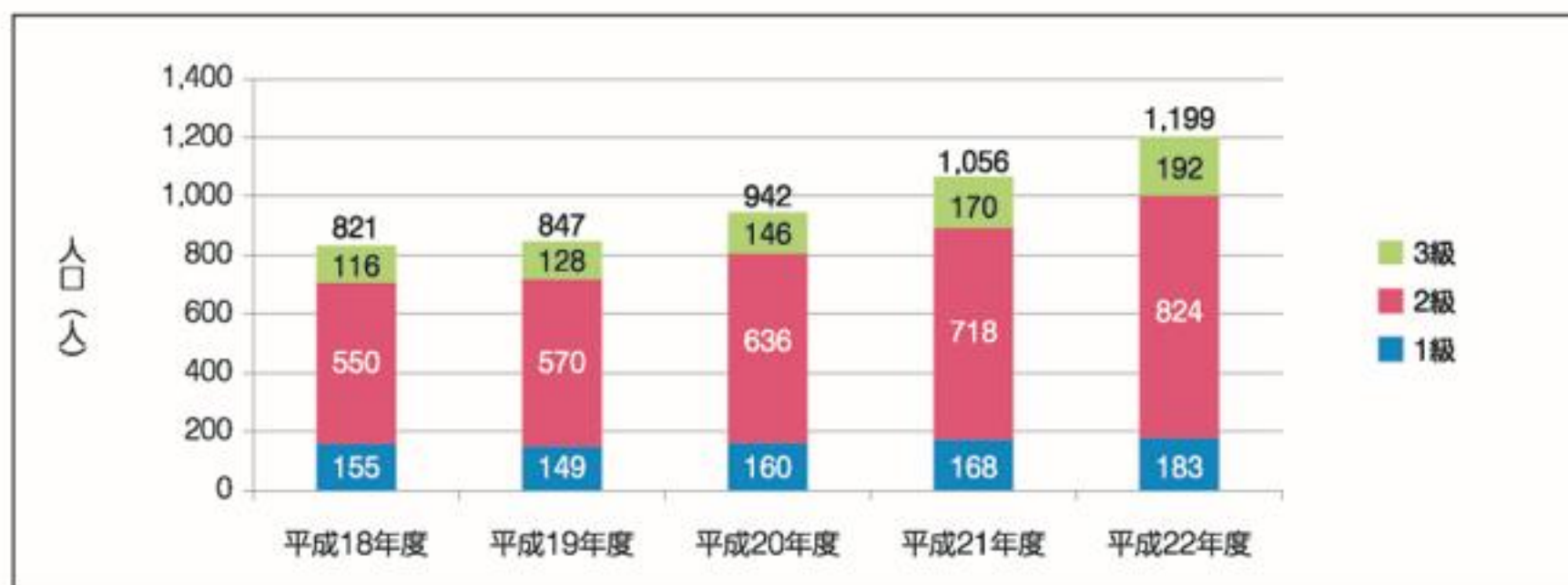


図4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (資料:佐世保市の保健福祉(統計資料編))

表3 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位:人)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
18歳未満	6 (0.7%)	4 (0.5%)	6 (0.6%)	6 (0.6%)	5 (0.4%)
18～64歳	727 (88.6%)	752 (88.8%)	831 (88.2%)	933 (88.3%)	1,062 (88.6%)
65歳以上	88 (10.7%)	91 (10.7%)	105 (11.2%)	117 (11.1%)	132 (11.0%)
合計	821	847	942	1,056	1,199

(資料:佐世保市障がい者プラン・第3期障がい福祉計画)

2. 公的支援の現状

佐世保市障がい者プラン・第3期障がい福祉計画(平成24年3月)において、障がい者福祉サービスとして公的に提供するサービスは以下のとおりです。

① 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
●福祉サービスの利用に関する情報の入手、相談体制の確保に関すること
<input type="checkbox"/> 相談支援体制の充実 障がい者ケアマネジメント体制の拡充、地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化、障がい者の権利擁護の充実、障がい者への虐待防止 <input type="checkbox"/> コミュニケーション支援と情報提供 多様な手段による情報提供の充実、コミュニケーション支援とその担い手の確保、IT利用の取り組み <input type="checkbox"/> 日中活動の場及び在宅サービスの充実 日常生活用具給付の充実
●福祉サービス利用援助事業や苦情対応窓口を活用するための関連機関への紹介等に関すること
<input type="checkbox"/> 相談支援体制の充実 障がい者ケアマネジメント体制の拡充、地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化、障がい者の権利擁護の充実、障がい者への虐待防止
② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
●制度的なサービスとインフォーマルな活動が地域で連携する上でのシステムづくり
<input type="checkbox"/> 相談支援体制の充実 障がい者ケアマネジメント体制の拡充、地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化、障がい者の権利擁護の充実、障がい者への虐待防止 <input type="checkbox"/> 地域で支え合うネットワークづくり 地域に根ざした福祉活動の促進、ボランティア活動に関する情報提供と相談助言、理解者・協力者の人材育成、精神保健福祉ボランティアの養成
●社会福祉事業において提供される福祉サービスの目標量
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス等の事業量見込み 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援 <input type="checkbox"/> 地域生活支援事業の事業量見込み 相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、施設入所就職支度金給付事業、社会参加促進事業 <input type="checkbox"/> 児童福祉法上のサービス事業量見込み 児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援
●福祉サービスの目標量を達成するための具体的方策 (事業者の育成及び誘致、既存施設の活用及び余裕教室等の転用促進、通所施設等の合築の推進、近隣市町村との協働によるサービス確保等)
特になし

	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅福祉サービスの供給拠点を整備する場合の適正配置に関すること □居住支援の充実 グループホーム・ケアホームの整備 ●社会福祉を目的とする事業の振興策 公的サービス参入に向けた取組みなど
③	<p>地域における社会福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●活動に関し必要な情報を入手するための支援方策 □地域で支え合うネットワークづくり 地域に根ざした福祉活動の促進、ボランティア活動に関する情報提供と相談助言、精神保健福祉ボランティアの養成、理解者・協力者の人材育成 ●必要な知識・技術を習得するための支援方策 □地域で支え合うネットワークづくり 精神保健福祉ボランティアの養成 □啓発・広報活動の推進 地域の行事や集まりの中での啓発の機会拡充 □コミュニケーション支援と情報提供 コミュニケーション支援とその担い手の確保、IT利用の取り組み ●活動の拠点を確保するための支援方策 現在、ふれあいセンターにおいて、障がい者当事者組織、及び障がい者に対するボランティア団体に対し活動の拠点を確保している。 ●障がい者等の当事者組織が行う活動の支援方策 障がい者団体等が行う事業に対して、必要に応じて補助金を助成している。

3. 公的支援だけでは対応できない生活課題・福祉課題

障がい者(児)に対する公的サービスは、障害者自立支援制度の開始等により一定の整備が進んでおり、また、インフォーマルなサービスについても、福祉団体(当事者団体)やボランティア団体、NPOなどにより多角的な支援が行われている状況です。

一方で、高齢者福祉における課題と同様に、高齢化の進行による障がい者の増加などに伴い、単身の障がい者も増加する傾向にあり、キーパーソンが近くにいないために生じる日常生活の様々な課題が見受けられます。

公的サービスで補完できない課題としては、次のようなものが挙げられます。

①日常生活への支援

周囲のサポートがあれば容易にできることであっても、単身などの場合には、買い物や電球交換、掃除、外出支援などの日常生活における支障や、外出できない当事者が趣味や習い事などのレクリエーション活動が行えないなどの状況があります。

②日常生活を営むために必要な手続的行為等

高齢者のケースと重複しますが、施設入所のための書類作成や相続手続きなどの軽易な手続きや、代理権(民法第859条1項)や取消権(民法第120条1項)を必要とする重大な行為など、日常生活を営むために必要な手続的行為に関して、本人の意思能力では対応が難しい場合には、成年後見人等の活用が必要となります。

第4節 児童福祉の現状

1. 社会資源等の状況

(就学前児童数の状況)

就学前児童の保育等の状況を見ると、約60%の児童が保育所や幼稚園等に通っていますが、約40%の児童が家庭などで保育されていると考えられます。

また、就学前児童数の推移を見ると、就学前児童数は平成22年以降、微増しており、また、共働き世帯の増加等の影響により、保育所入所児童数は増加傾向にあります。

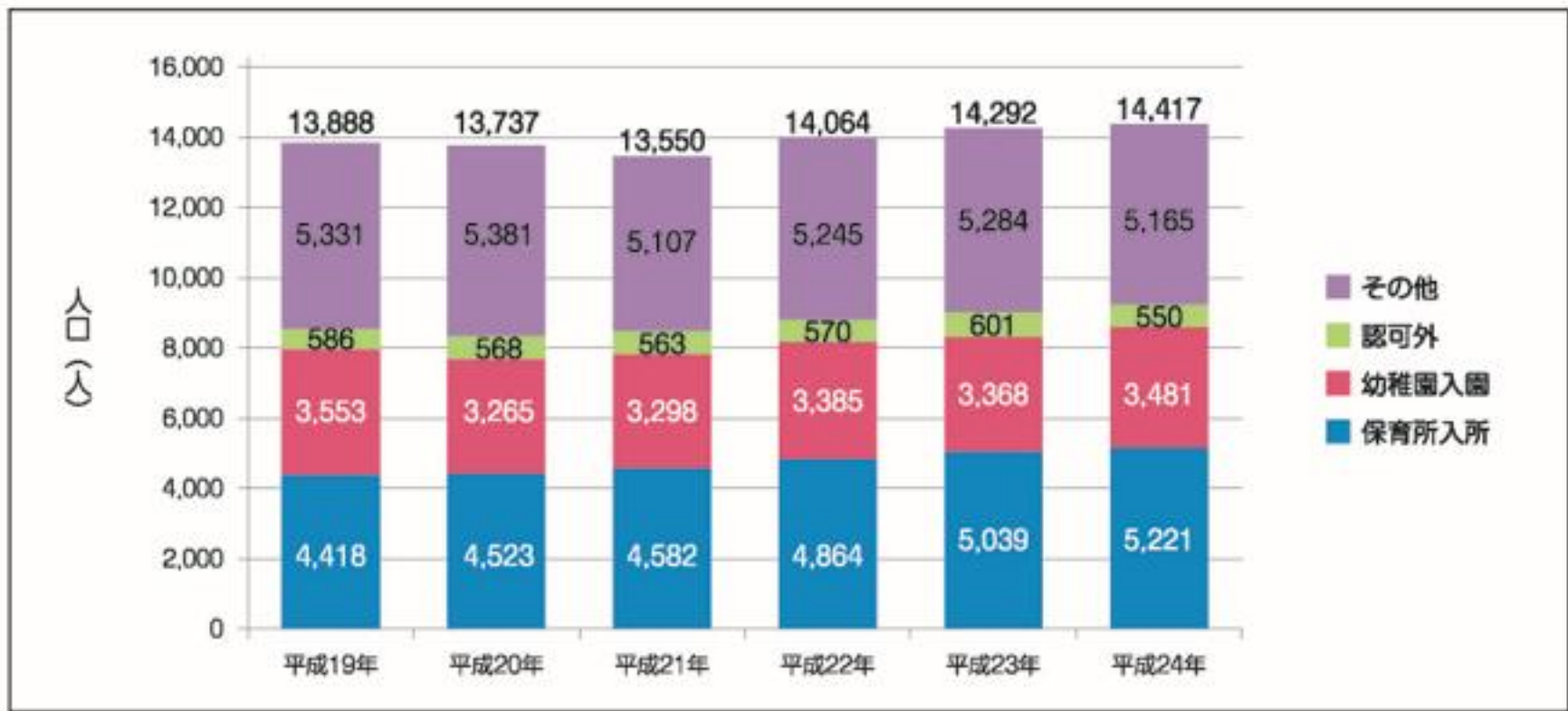


図1 就学前児童数の推移 (資料:佐世保市子ども未来部)

(ひとり親(母子・父子)世帯の状況)

本市のひとり親世帯数は、平成17年からの5年間で、母子世帯は114世帯、2.8%増加と伸びている一方、父子世帯は9世帯、3.4%減少しています。

また、市の総世帯数に占める割合は、母子世帯及び父子世帯ともに横ばいで推移しています。



図2 母子世帯数と世帯率の推移

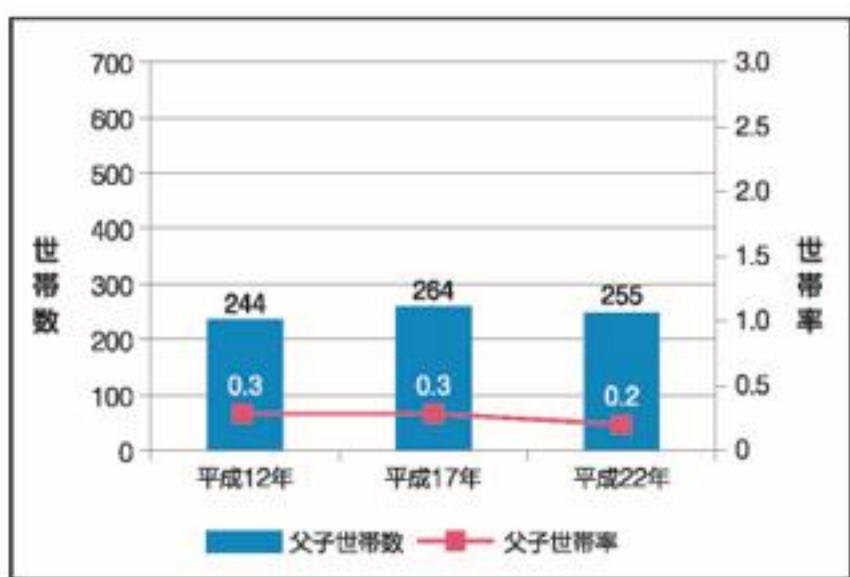


図3 父子世帯数と世帯率の推移 (資料:国勢調査)

2. 公的支援の現状

次世代育成支援佐世保市行動計画(後期行動計画)(平成22年3月)において、子育て支援サービスとして公的に提供されるサービスは以下のとおり計画されている。

① 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	
●	福祉サービスの利用に関する情報の入手、相談体制の確保に関すること
□	子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実 子どもに関する総合相談窓口
□	地域での子どもと子育ての支援 子育て支援情報の発信
●	福祉サービス利用援助事業や苦情対応窓口を活用するための関連機関への紹介等に関すること
□	子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実 子どもに関する総合相談窓口
② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	
●	制度的なサービスとインフォーマルな活動が地域で連携する上でのシステムづくり
□	子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実 子どもに関する総合相談窓口
●	社会福祉事業において提供される福祉サービスの目標量 障がい児への支援(すぎのこ園、子ども発達センター、保育所幼稚園)、通常保育事業、延長保育事業、夜間保育事業、トワイライトステイ事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ショートステイ事業、ファミリーサポートセンター事業、多様な保育サービスに対する検討
●	福祉サービスの目標量を達成するための具体的方策 (事業者の育成及び誘致、既存施設の活用及び余裕教室等の転用促進、通所施設等の合築の推進、近隣市町村との協働によるサービス確保等)
	特になし
●	在宅福祉サービスの供給拠点を整備する場合の適正配置に関すること
□	地域での子どもと子育ての支援 保育所・幼稚園等における様々な取組み、認定こども園、児童センター・児童交流センター、ファミリーサポートセンター、認可外保育施設
□	子育てと仕事の両立支援 保育所入所定員や施設の整備
●	社会福祉を目的とする事業の振興策
	特になし

③ 地域における社会福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	
●活動に関し必要な情報を入手するための支援方策	
□地域での子どもと子育ての支援	地域における子育て支援意識の高揚、子育て支援サークルのサポート、子育て支援機関・団体との連携、子育て支援情報の発信
●必要な知識・技術を習得するための支援方策	
□地域での子どもと子育ての支援	地域における子育て支援意識の高揚～子育て支援情報の発信、子どもとその家族への支援（カウンセリング）、子育てサポーター養成による育児家庭の支援、ファミリーサポートセンター
●活動の拠点を確保するための支援方策	
□地域での子どもと子育ての支援	地域子育て支援センター（幼児教育センター）、子育て支援サークルのサポート、子どもとその家族への支援、子育てサポーター養成による育児家庭支援、ファミリーサポートセンター
●障がい者等の当事者組織が行う活動の支援方策	
□地域での子どもと子育ての支援	子育て支援サークルのサポート



3. 公的支援だけでは対応できない生活課題・福祉課題

前述のとおり、子ども・子育てに関して支援を要する親や子どもに対しては、それぞれ一定の専門性を有した職員等の対応により支援体制が図られています。特に、デリケートなアプローチが必要となる場合や、専門的な対応を行う必要があるものに関しては、安易な接触が逆に事態を混乱させる場合もあり、一般の地域住民に、これらの対応を担っていただくことは適当ではありません。

しかし、地域全体で子ども・子育てに関する公的なサポート体制や具体的な課題や事例を知ることにより、地域における子育ての環境づくりのサポートを行うことができると考えられます。

公的サービスが補完できない具体的な課題としては、次のものが挙げられます。

① 市の保健師・助産師が行うケースワークのサポート

市が行うケースワークに関しては、対象者を個別に訪問するなど状況の把握を行い、必要に応じて、適切な対応を取ることとしていますが、保健師・助産師の数も限られており、常時、状況を確認することが困難な場合があります。

② 子ども・子育てに関する困難事例の把握・声かけ等

市は、子ども・子育てに関する様々な情報を発信していますが、特に、子育てに関わらない世帯や地域においては、子育てに関する問題や課題について認識する機会がほとんどありません。

③ 子育て環境づくりに関する様々な取組みの紹介

ファミリーサポートセンター*では、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、子どもの預かりを行っています。子育て中には、誰かが短時間でも子どもを見ていてくれるだけで親子ともに安心できることがあり、その手助けを可能にするシステムです。このような、会員制のシステムとまではいなくても、より身近な地域での子育てに関する助け合いが生まれれば、子どもにとっても地域にとっても効用をもたらすと考えられます。

第5節 生活保護の現状

1. 社会資源等の状況

近年の景気低迷による未就労者の増加などで年々保護世帯数、人員ともに増加し続けています。平成22年度には保護率が20%を超えています。



(資料:佐世保市の保健福祉(統計資料編))

図1 被保護世帯数、被保護人員及び保護率の推移

2. 公的支援の現状

生活保護行政における福祉計画は策定していませんが、支援が必要な人に対し必要な範囲で支給するため、生活福祉課の業務において下記のような福祉サービスを提供しています。

① 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
●福祉サービスの利用に関する情報の入手、相談体制の確保に関すること
□相談・指導体制充実事業
□住宅手当緊急特別措置事業
●福祉サービス利用援助事業や苦情対応相談を活用するための関連機関への紹介等に関すること
特になし

② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
●制度的なサービスとインフォーマルな活動が地域で連携する上でのシステムづくり
□佐世保市民生委員児童委員協議会連合会との連携
●社会福祉事業において提供される福祉サービスの目標量
□住宅手当緊急特別措置事業 ・住宅手当相談対象者数において目標量を提示
□生活保護措置事業 ・支給件数(被保護世帯数)において目標量を提示
□相談・指導体制充実事業 ・保護相談者において目標量を提示
□自立促進支援事業 ・就労開始・増収者率において目標量を提示
□保護調査事業 ・過誤調整件数において目標量を提示
●福祉サービスの目標量を達成するための具体的方策(事業者の育成及び誘致、既存施設の活用及び余裕教室等の転用促進、通所施設等の合築の推進、近隣市町村との協働によるサービス確保等)
特になし
●在宅福祉サービスの供給拠点を整備する場合の適正配置に関すること
特になし
●社会福祉を目的とする事業の振興策
特になし
③ 地域における社会福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
●活動に関し必要な情報を入手するための支援方策
特になし
●必要な知識・技術を習得するための支援方策
特になし
●活動の拠点を確保するための支援方策
特になし
●障がい者等の当事者組織が行う活動の支援方策
特になし

3. 公的支援だけでは対応できない生活課題・福祉課題

公的支援の状況を見てもわかるとおり、生活保護の根幹となるサービスは「公的扶助」であり、生活保護世帯に対する経済的支援が制度の根幹をなしています。また、従来から、公的扶助に頼らない自立した生活を営めるよう、自立支援を促す取り組みが行われてきています(就労支援、離職者への住宅手当支給など)。

一方で、生活保護費の不正受給問題などをうけ、社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)においては、不正受給への厳格対処、給付水準の適正化などを盛り込む制度改革を行うと同時に、生活保護受給者に限らない生活困窮者対策を充実させることとし、生活困窮・生活保護制度見直しへの対策に総合的に取り組むこととされました。

生活保護制度は経済支援であり、生活困窮者に対する最後の砦として公が責任をもって実施しなければなりません。経済的支援以外の支援においては、公的な支援では届かない部分もあります。

①社会的居場所づくり

低所得者や生活困窮者に対する公的支援は経済的給付と自立支援により一定整備されていますが、インフォーマルなサービスはほとんど存在していない状況にあります。

このような状況の中、地域としての関与はあまり多くはありませんが、社会生活自立や日常生活自立を目指す自立支援の取組みとして、社会性の育成を目的とした、地域社会との出会いの場の提供等ができるのではないかと考えられます。



